特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和8年3月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	高校卒業相当まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人が対象で、支給要件に該当する受給者の管理(新規認定・喪失等)を行い、毎年6月の現況届にて前年所得を確認し受給資格についての審査を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や別居監護での住民票の確認に使用する。 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 令和7年9月分児童手当(令和7年9月出生は10月分)受給者、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者に対して、児童1人あたり2万円支給する。特定個人情報ファイルは、受給者の公金受取口座の確認に使用する。
③システムの名称	GPRIME福祉総合、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表　81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 番号法第9条第1項別表　135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号及び別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部こども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部こども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査					
実施の有無	[　] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む媒体は施錠保管をすること、廃棄時はシュレッダーを利用する又は溶解処理することを徹底する等、富士宮市情報セキュリティ基本方針や同対策基準、及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則って、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-4.情報ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 　番号法第19条第7号及び別表第二　26,30,87の項 （情報照会の根拠） 　番号法第19条第7号及び別表第二　74,75の項	（情報提供の根拠） 　番号法第19条第7号及び別表第二　26,30,87の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。）第19,44条 （情報照会の根拠） 　番号法第19条第7号及び別表第二　74,75の	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成28年8月1日　時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成28年8月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署 ②　所属長	子ども未来課長　松永昌人	子ども未来課長　赤池英明	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日　時点	平成29年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署 ②　所属長の役職名	子ども未来課長　赤池英明	子ども未来課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日　時点	平成30年7月1日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日　時点	令和1年6月30日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅳ　リスク対策	無し	新規作成（様式追加）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱人数 いつの時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年3月1日　時点	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-4　情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号及び別表第二　26,30,87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第19,44条 （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号及び別表第二　74,75の	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二　26,30,87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第19,44条 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二　74,75の	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年3月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日　時点	令和5年3月1日　時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日　時点	令和5年3月1日　時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署 ①　部署	保健福祉部子ども未来課	保健福祉部こども未来課	事後	
令和6年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-5　評価実施機関における担当部署 ②　所属長の役職名	子ども未来課長	こども未来課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部子ども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146	保健福祉部こども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146	事後	
令和6年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-8　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子ども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146	保健福祉部こども未来課　〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1146	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日　時点	令和6年3月1日　時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日　時点	令和6年3月1日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ　関連情報 1.　特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人が対象で、支給要件に該当する受給者の管理(新規認定・喪失等)を行い、毎年6月の現況届にて前年所得を確認し手当額の決定を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や別居監護での住民票の確認に使用する。	高校卒業相当まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人が対象で、支給要件に該当する受給者の管理(新規認定・喪失等)を行い、毎年6月の現況届にて前年所得を確認し受給資格についての審査を行う。特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や別居監護での住民票の確認に使用する。	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-3　個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表第一　56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表　81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ　関連情報 Ⅰ-4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 　番号法第19条第8号及び別表第二　26,30,87の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) 第19,44条 (情報照会の根拠) 　番号法第19条第8号及び別表第二　74,75の	番号法第19条第8項及び別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日　時点	令和7年3月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8.　人手を介在させる作業	無し	新規追加	事後	
令和7年3月1日	Ⅳ　リスク対策 9.　監査	8.監査	9.監査	事後	
令和7年3月1日	Ⅳ　リスク対策 10.　従業者に対する教育・啓発	9.　従業者に対する教育・啓発	10.　従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月1日	Ⅳ　リスク対策 11.　最も優先度が高いと考えられる対策	無し	新規追加	事後	
令和7年12月16日	Ⅰ　関連情報 1　特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	高校卒業相当まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人が対象で、支給要件に該当する受給者の管理（新規認定・喪失等）を行い、毎年6月の現況届にて前年所得を確認し受給資格についての審査を行う。 特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や別居監護での住民票の確認に使用する。	高校卒業相当まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人が対象で、支給要件に該当する受給者の管理（新規認定・喪失等）を行い、毎年6月の現況届にて前年所得を確認し受給資格についての審査を行う。 特定個人情報ファイルは、受給者の転入に関する情報や別居監護での住民票の確認に使用する。 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 令和7年9月分児童手当（令和7年9月出生は10月分）受給者、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者に対して、児童1人あたり2万円支給する。特定個人情報ファイルは、受給者の公金受取口座の確認に使用する。	事後	
令和7年12月16日	Ⅰ　関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表　81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項　別表　81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第44条 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 番号法第9条第1項別表　135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	Ⅰ　関連情報 4情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号及び別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号及び別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　106、107の項 「物価高対応子育て応援手当」支給事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-1　対象人数 いつの時点の計数か	令和7年3月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 Ⅱ-2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年3月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	